

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会会則

平成 21 年 6 月 9 日決定

1 名称

この会の名称は、「西和賀町まちづくり基本条例をつくる会」とします。

2 目的

この会は、町民が主体となって西和賀町にふさわしいまちづくり基本条例の制定を目指し、そのための条例案を策定することを目的とします。

3 存続期間

この会の存続期間は、まちづくり基本条例が制定されるまでとします。

4 会員

この会の会員は、西和賀町の住民並びに町内で働き、学び及び活動する個人とし、参加しようとするときは、事務局に申し込むものとします。

5 構成

この会に、全体会及び運営委員会を置くものとします。

この会に、会員の互選により代表及び副代表を各 1 人置くものとします。

この会に、必要に応じて作業グループを置くことができるものとします。

6 全体会

全体会は、会員全てを構成員とし、この会の最高意思決定機関とします。

7 運営委員会

運営委員会は、代表、副代表及び代表が指名する会員で構成します。

運営委員会は、各会議の運営方法の検討、会議に提案する内容の取りまとめ等この会の運営に必要な事項を担当するものとします。

8 会の代表等

代表は、この会の会務を統括し、副代表は代表を補佐するものとします。

全体会及び運営委員会の会議は、代表が招集し、代表がその議長となるものとします。

9 議事

決定は出席者全員の合意を原則としますが、迅速な決定を要する場合は、出席者の 3 分の 2 以上の多数決により決定するものとします。

会議では、お互いの意見を尊重し合い、自由な発言を原則とします。

10 会議の公開

この会の会議は、公開を原則とします。

会議の傍聴は自由にできるものとします。ただし、傍聴者が会議の妨害となるような行為をした場合は、退場を求めるものとします。

会議の内容は、町のホームページ、広報紙等によりできる限り公開するものとし、検討の経過、内容、成果等について、広く情報提供に努めるものとします。

11 町民からの意見聴取等

検討の過程においては、多くの町民が参加できる座談会等の方法により、幅広く意見や要望を収集し、参考とするものとします。

12 事務局

この会の事務処理のため、西和賀町役場政策推進室に事務局を置きます。

13 改正等

この会則に定めるもののほか、この会の運営について重要な事項は、全体会で決定します。この会則の改正についても同様とします。

会則規定内容確認事項一覧

項目（番号は会則案に対応）	規定内容案及び別案	決定内容
1 名称	西和賀町まちづくり基本条例をつくる会	原案どおり
2 目的	条例に規定すべき内容を提言すること 別案) 条例案を策定すること	条例案を策定することとする。
3 存続期間	条例に規定すべき内容を提言するまで 別案) 条例が制定されるまで	条例案が制定されるまでとする。
4-1 会員資格	町民及び町内で働く個人 別案) 町民に限る	「住民並びに町内で働き、学び及び活動する個人」とする。
4-2 途中参加	途中参加を認める 別案) 途中参加を認めない	原案どおり
5-1 構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体会、運営委員会を設置 ・ 部会を置かない ・ 必要に応じ広報グループ・起草グループなどの作業グループを置くことができる ・ ワーキンググループを置かない（必要に応じてグループ分けし、グループ討議を行う。） 別案) <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ議題を分担して協議する部会を置く 部会を置く場合（東京都小平市の例） 第一部会 議会、地域コミュニティ、住民投票 第二部会 町長、行政運営のあり方 第三部会 町民、町民参加のあり方、情報公開（会員はいずれかの部会に所属する） ・ 会員を2～3に区分して同じ議題について協議するワーキンググループを置く（メンバー固定） 	原案どおり
5-2 代表等	代表、副代表各1名を置く	原案どおり
6 全体会	会員全てを構成員とする全体会を最高意思決定機関として位置づける	原案どおり
7 運営委員会	代表、副代表及び代表が指名する会員で構成 別案) 部会を置く場合、代表、副代表、部会長及び副部会長で構成	原案どおりとし、案の2行目を削る。

8 代表等	代表が全体会及び運営委員会を招集し、議長となる	原案どおり
9 議事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員一致を原則とする ・ 必要な場合は出席者の 2 / 3 の賛成により決定する <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 別案) <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な場合の決定方法を 1 / 2 以上の多数決とする ・ 会則の改正等重要事項の決定方法を 2 / 3 以上の多数決とする ・ 両論併記できることを規定する </div>	2 段落目「また」以下を削る。
10 会議の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て公開を原則とする ・ 傍聴は自由にできるものとする（マスコミも可） ・ 会議を妨害する恐れのある場合は傍聴者に退場を求める ・ 会議の内容は、町の HP、広報紙等によりできる限り公開する（議事録も HP に掲載する） ・ 特定の個人等の誹謗、中傷等を厳禁とする <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 別案) 場合により非公開とすることができることを規定する </div>	1 段落目「全て」を削る。
11 町民からの意見聴取等	多くの町民が参加できる地域懇談会等の方法により幅広く意見等を収集する	原案どおり
12 事務局	町政策推進室に事務局を置く	原案どおり
13 改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会の運営に必要な事項は全体会で決定 ・ 会則の改正も同じ 	原案どおり

町又は議会との協定に関しては今後検討することとする。

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会第1回運営委員会の結果

実施日	平成21年6月30日(火) 午後6時30分から同8時40分まで		
場 所	西和賀町役場湯田庁舎 2階 庁議室		
出席者	運営委員	代表	高橋浩幸
		副代表	佐々木浩輔
		代表が指名した会員	淀川 豊、太田宣承、高橋雅一、平藤節夫
	アドバイザー	高橋秀行	
	事務局(町政策推進室)	畠山幸雄、石川 茅	
協議内容及び結果	<p>(1) 会則について 6月9日の会議結果を踏まえて事務局が調整した会則の内容について確認した。</p> <p>(2) 今後の進め方について 次回以降9月頃までのスケジュールについて協議した。</p> <p>(3) 町との協定について 東京都小平市の「小平市自治基本条例案の策定における相互協力等に関する協定」を参考に、協提案を調整し、7月6日の全体会で内容を協議することとした。</p> <p>(4) 会議の公開方法について 傍聴の方法、会議結果の町ホームページへの掲載方法について協議した。</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月6日の全体会で協定内容が確認できたら、7月10日ごろまでに代表らが出席して町との協定を締結し、7月25日発行の「広報にしわが」に掲載することとした。 ・ 会議日程などの連絡のため、会員からメールアドレスの聞き取りをすることとした。 ・ 今後は、全体会2~3回に1回程度の頻度で、必要に応じて運営委員会を開催することを確認した。 		

西和賀町まちづくり基本条例案の策定における相互協力等に関する協定（案）

「西和賀町まちづくり基本条例をつくる会」（以下「つくる会」という。）と西和賀町（以下「町」という。）は、西和賀町まちづくり基本条例案の策定における相互協力等に関する協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

第1 目的

この協定は、西和賀町まちづくり基本条例案（以下「基本条例案」という。）の策定にあたり、「つくる会」と「町」との関係や役割分担、相互協力の内容を定めるものとする。

第2 原則

つくる会と町は協働の精神に基づき、互いに次の原則を遵守する。

- (1) 対等な立場で議論や意見交換を行うこと。
- (2) それぞれの自主性を尊重すること。

第3 役割と責務

つくる会と町とは、つくる会の活動と基本条例案の策定に関連して、以下に示すそれぞれの役割と責務を持つものとする。

(1) つくる会の役割と責務

ア つくる会は、自立した組織として基本条例案を策定する。

イ つくる会は、多くの町民が参加できる座談会等により、町民の意見や要望を幅広く集め基本条例案を策定する。

ウ つくる会は、検討の経過、内容、成果等がより多くの町民の目に触れるように広く情報提供に努めるものとする。

(2) 町の役割と責務

ア 町は、つくる会に情報を提供する。

イ 町は、活動に必要な場所の提供や議事録の作成などについて支援を行う。

ウ 町は、専門家の派遣や調査活動などについて支援を行う。

エ 町は、つくる会の活動及び基本条例案の広報並びに情報公開に関し、媒体の提供などを通じて協力する。

第4 協定の有効期限

協定はつくる会と町との合意をもって発効し、その効力は基本条例案の議会提出までとする。

第5 その他

協定に定めていない事項で、今後、協定を遂行するうえで必要と認められるものについては、つくる会と町の協議の上、協定に加えることができるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年 月 日

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会
代表

西和賀町
町長

今後のスケジュール

時 期		内 容
7月	6日	<ul style="list-style-type: none">・ 町との協定について・ アドバイザー高橋先生からの講話・ 会議の公開方法について
	下旬	<ul style="list-style-type: none">・ 西和賀まちづくり基本条例を開く会からの報告・ アドバイザー高橋先生からの講話
8月	お盆過ぎ	<ul style="list-style-type: none">・ 町の財政状況、総合計画などについての説明・ アドバイザー高橋先生からの講話
9月以降		グループワークなどにより、課題の抽出や条例に盛り込むべき項目の抽出を行う。

会議の公開の方法に関する確認事項

1 傍聴の方法

項目	事務局案等
傍聴対象とする会議	全体会のみを対象とする。
申し込み受付	傍聴者受付簿（別記様式）により当日行う。
人数制限	20人程度を原則とし、会場に余裕がある場合は定員を超えても構わないものとする。
録音・撮影	代表の承認を得て許可する。
傍聴者の意見及び発言	傍聴者が希望する場合は代表の承認を得て発言させることができるものとする。

2 会議結果の調整及び公開

項目	事務局案等
会議結果を作成する会議	全体会及び運営委員会については作成し、その他の会議については、必要に応じ作成する。
形式及び内容	詳細な発言の記録ではなく、会で話し合われた事項及び決定内容がわかるものとする。発言内容を記録する場合は原則匿名とする。
確認及び公開方法	代表に送付（又はメールによる送信）し、確認の上、町のホームページに掲載して公開する。
会議結果の調製	事務局が行う。

3 HPへ掲載する内容

項目	事務局案等	
会員名簿	会員	氏名、区分（一般公募、議会議員又は行政職員）、行政区名、会における役職
	アドバイザー	氏名及び肩書き
会則及び町との相互協力協定		
会議結果	全体会の結果	
会議開催予定	次回以降の開催日程及び会場	

4 住民への周知等

項目	事務局案等
町広報への掲載	つくる会の活動について随時掲載する。（ 月号から ）

第 回まちづくり基本条例をつくる会全体会傍聴者受付簿

番号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
0			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
0			